

京都建築事務所

想いをカタチに、想い以上の感動を



株式会社 京都建築事務所
代表取締役社長 細見 建司

〒604-8083

京都市中京区三条通柳馬場東入
中之町 10 番地

TEL:075-211-7277

FAX:075-211-7270

<http://www.kyoto-archi.co.jp/>



医療福祉施設の新築、増築、改修等、お気軽にお問合せください。

第13回釜ヶ崎のまち短期留学

釜ヶ崎における福祉・保育の歴史と未来

水野阿修羅さんによるまち歩きとともに、講座では、大阪の米騒動、その後の方面委員制度の創設等、大阪の福祉の前史と当時の社会情勢について、元大阪歴史博物館学芸員の飯田直樹さんのお話から学びます。また、釜ヶ崎の真ん中にあるわかくさ保育園の実践を通じて、福祉・保育に求められる役割とこれからのことを一緒に考えてみます。

日 時：2026 年7月8 日（水） 10：00～16：40

参加費：8,500円（昼食代込）※学生・障がい者7,500円

〈主催・問合せ〉総合社会福祉研究所
TEL06-6779-4894 E-mail：mail@sosyaken.jp

申込は
こちら
から→





広がる行動、思いはひとつ

——NO WAR! 憲法変えるな! 4・19国会正門前大行動——

4月19日午後2時、国会議事堂正門前は、「NO WAR! 憲法変えるな! 4・19国会正門前大行動」に参加した3万6000人が「戦争反対」「改憲反対」を声高に叫びました。

全国福祉保育労働組合大阪地方本部からは、写真左から、真野勝三さん、小林里美さん、島村一弘さんと朴が参加し、全国から集まったみなさんとともに声を上げました。



これまでも抗議行動や組合活動に多く参加してきた小林里美さん（いずみ野福社会分会）は、慣れた手つきで用意してきたのぼり旗を組み立てていました。そののぼり旗は、いずみ野福社会の組合員が書いた平和への切実な思いをつなげたもので、とてもインパクトがありました。隣にいた「王子様の青春は私が守る連合」ののぼり旗を持った女性と、お互いののぼり旗について思いを交わされていました。42ページで小林さんにもレポートいただいています。



憲法9条の「9」をあらわす数字の風船と「NO WAR」のプラカードをもった怪獣のかぶりもの人も登場（写真左上）。また、「道端のねこに声かける労働者の会」「夜間発光業務に従事するイヌ科を見守る一般市民の会」「戦争はクソゲー」「推しのいる世界を戦場にするな」のようなユニークで奇想天外なぼり旗がたくさんありました。これらのほとんどは平和な日常を願う若者が思いをこめて作ったものです。



今回のデモでは、とくに個人で参加した人が多かったと感じました。もちろん団体で参加された人も多かったですが（写真下）、一人で創作したのぼり旗やプラカードをもった人もよく見かけました。また、座ったり立ったり、参加の仕方もとても自由でしたが、思いはひとつ、「平和憲法を守る」ことです。

これからもこのような連帯のかたちがどんどん広がり、ともに声をあげ続けたいと思うデモになりました。

（写真・文 朴 仁淑）



●特集● “自助・共助・公助”を問い直す

現場と制度をつなぐ公の役割	岩菅友里子	10
生活保護行政の役割の現状と課題	村越 匠	13
「権利としての社会保障」を実現する自治体職員	二見 清一	16
地域福祉から考える“自助・共助・公助”	永岡 正己	20
社会保障は「公助」ではない		
社会保障制度改革推進法の改正、廃止を	井上 英夫	24

●トピックス●

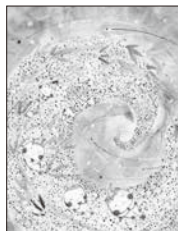
〈座談会〉「暮らしの場」の選択を保障するために		32
連載「なかまと職員と家族と、ともに築く暮らしの場」をふり返って		
もっとグラビア		
平凡な日常をこわす改憲・戦争をゆるさない	小林 里美	42
福祉の市場化に抗し、人権保障としての福祉を守る	西田 知也	44
第31回社会福祉研究交流集会 in 京都のご案内		46

●連載●

海の中から地球が見える	武本 匡弘	50
第3回 地球規模で広がったサンゴの「白化現象」		
『福祉のひろば』とわたし（4）		
福祉関係者が幅広く手をつなぐために	細川 順正	52
政治を見る目		
第4回 消費税を見る目を養おう	長澤 高明	54
世界と交流する平和の船に乗ってみた！（南半球編）		
第4回 働く子どもたちの人権を守り支援するマントック	根津眞澄+オット	56
世界のソーシャルアクション！		
ミリタンが切り拓く福祉（フランス・後編）	安發 明子	60
JOB&ACTION 全国福祉保育労働組合（64）		
NPT再検討会議に4人の組合員が参加		62
私の履歴書 社会福祉経営全国会議（64）		
だれもが自分らしい暮らしが出来るように	石川 修	64
阿修羅がゆく わたしが好きな釜ヶ崎（84）	水野阿修羅	66
育つ風景 給食室から保育がみえる	清水 玲子	68
映画案内 『埋もれた青春』	吉村 英夫	70
現代の貧困を訪ねて	生田 武志	72
大原孫三郎・總一郎、山川均・菊栄、石井十次		
（その9 大原孫三郎による倉敷の形成）		
似らすとれーしょん道場 似顔絵まんがアート		
10周年じゃ！！	ラッキー植松	74
ホームレスから日本を見れば	ありむら潜	76
モトコの66歳えぶりでい	川口モトコ	77

●表紙の絵●

神門やす子



アダプテッド・スポーツの 知見を、明日のケアの 現場へ

広島文化学園大学人間健康学部教授 河野 喬

総合社会福祉研究所の新理事として寄稿の機会をいただき、心より感謝申し上げます。私はこれまで、障害者の働く場や暮らしの場づくりに携わり、その後、福祉専門職の養成、大学での研究、学部設置・運営へと歩んできました。立場は変わりましたが、私の根底にあるのは「目の前の人の尊厳を、どうすれば共に支えられるか」という問いです。

私の研究は、社会福祉学を土台に、健康スポーツ科学の手法を組み合わせている点に特徴があります。年齢や障害の状況に応じてルールや用具を工夫し、誰もが主体的に楽しめる「アダプテッド・スポーツ」の知見を活用してきました。要介護状態にある高齢女性たちが身体を動かし楽しむ姿、重度・重複障害のある子どもたちの弾ける^{はじ}ような笑顔、ブラインドサッカーを通じた障害の有無を超える交流などを通して、共に笑い合う時間や、感覚を遮断することによって湧きあがる畏敬の念が、人と人との心の壁を溶かし、「障害」の捉え方ないし価値観を変えていく力をもつことを実感してきました。

現在、私がとくに向き合っているのは、深刻化する社会的孤立の問題です。そのため近年は、ICTを活用した遠隔でのコミュニケーションや健康支援、スマートフォンを用いた障害者・高齢者向けの減災・防災活動にもとりこんでいます。しかし、大切なのは技術そのものではなく、「この仕組みがあれば、地域の高齢者と子ども、家族がつながれるかもしれない」という、具体的であたたかなイメージです。人口減少や地域格差が進む今だからこそ、本当に必要とする人に届く公益的な仕組みが求められており、



かわの たかし

広島文化学園大学人間健康学部教授、博士（芸術工学）。専門はアダプテッド・スポーツ科学。障害のある人の暮らしの場づくりを経て現職。スポーツやICTを活かした地域包括ケアを研究。社会福祉法人福祉の郷理事。2026年より総合社会福祉研究所理事。

人々の関心を集めるスポーツには入り口としての大きな可能性があると考えています。こうした話は一見、福祉から離れているように思われるかもしれませんが。しかし、多くの福祉団体や事業所が後継者不足に悩んでおり、大学・短期大学・専門学校の福祉学科の学生数もまた激減しています。福祉人材の減少は、障害者本人と家族が望む暮らしの実現可能性を小さくします。若者（次世代）が身近な場で福祉に出会い、その学びに関心を寄せて進路ないし人生に活かすことができる、福祉教育のあり方が問われています。

その方法のひとつとして、私は多分野複合型の学びの中に福祉を練り込み、情勢の変化に負けず福祉人材を未来に残していくという、いわば「亜流」の道を選びました。この亜流を練り上げて設置に携わった現所属学部は、スポーツ、健康、福祉、教育を内包する一学部一学科として二〇一八年に開設して以後、多くの学生が学んでいます。入学時にはアスリートや教職をめざしていた若者が、福祉専門職の道を往くという光景も珍しくなくなりました。

研究所が大切にしてきた「いのちとくらしをささえる」視点に、「誰も取り残さない、楽しさから始まる福祉」という私なりの方法を重ね、現場で日々課題と向き合う実践者のみなさまとともに悩み、考え、教育研究の成果を明日の現場に活かせる形でいねいにお届けしてまいります。

人権としての社会保障を

「社会保障費の増大が国の財政を圧迫している」という政府からの絶え間ない発信をもとに、日本の社会保障は、まずは自助努力・自己責任でがんばる「自助」があり、その次に家族や地域で支え合う「共助」、それでもダメなら「公助」というような、「自助・共助・公助」の順番論、バランス論が前提のように語られています。自助・共助・公助を前提とした日本型福祉社会論が展開されはじめるのは一九七〇年後半ごろからですが、それを法律として位置づけたのが、二〇一二年八月に施行された社会保障制度改革推進法です。

今号の特集では、あらためて「自助・共助・公助」論が示すもの、その歴史的経過と問題、そして社会保障の本来あるべき姿について、井上英夫さん（金沢大学名誉教授）に整理していただきました。

自立・自助を前提とし、「地域共生」「一億総活躍社会」という言葉に代表されるような家族・地域での支え合い、そして、前号特集の「障害のある人の『六五歳問題』」に代表されるような「社会保険優先原則」を共助と位置づけ優先させる国の方針は、住民の福祉の増進を図り、権利としての社会保障を実現しようとする地方自治体の役割、そこで働く自治体労働者の仕事と矛盾します。そこでの葛藤や、日々の仕事のなかで感じる「公」の役割、社会保障の役割を、岩菅友里子さん（愛知県名古屋市長）と村越匠さん（東京都足立区）にうかがい、本誌全国編集員でもある二見清一さん（自治労連社会福祉部会事務局長）にまともていただきました。

※特集のなかで紹介されている日本国憲法条文の抜粋

日本国憲法

- 第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 第12条 この憲法が国民に保障する自由および権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。また、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。
- 第15条 2 すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。
- 第25条 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上および増進に努めなければならない。
- 第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。
- 第99条 天皇または摂政および国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

永岡正己さん（日本福祉大学名誉教授）は、そもそも「共助」とはなにか、社会保障・社会福祉の歴史から、「自助」も「共助」も公共性をつくりだしていくものであり、公的責任として生活保障のしくみに位置づけられるべきだと指摘します。

社会保障は、人類の歴史のなかでたたかい、勝ち取ってきた公的責任による人権保障であり、「公助」ではなく「権利」です。そのことをうやむやにしていまう「自助・共助・公助」の問題を、あらためて問い直したいと思います。

（編集主任 申 佳弥）